

報酬規程

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「本法人」という。）定款第29条に定める役員（一般社団法人の理事及び監事をいう。以下同じ）の報酬、および職員の報酬等に関し、その取扱に関する基本的な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規定における「報酬等」とは、名称の如何を問わず、給与、賞与その他の職務遂行の対価として交付される財産上の利益及び退職手当をいう。

(役員報酬の支給)

第3条 役員報酬等は月額により定める。ただし、報酬等の額は1名につき年額600万円以内でなければならず、理事は社員総会において、役員報酬として年額600万円を超えることとなる報酬を定める議案を提出することができない。

- 2 役員には、年間報酬額を超えない範囲で賞与を支給することができる。
- 3 役員には、退職金を支給することができる。
- 4 役員に対する月額報酬の支給日は、毎月10日（その日が休日にあたる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とし、当該役員の管理する預金口座へ振り込む方法によって支払う。本法人は、法令に基づき役員報酬等から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬等の金額からその金額を控除して支払うものとする。
- 5 役員が就任および解任ならびに退任の日が月初でない場合、役員に対する報酬等は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、実働日数の日割りによって計算し、これを支給する。
- 6 役員には、役員が支出する通勤費その他の費用を支給することができる。費用の支給の基準は、別途就業規則で定められる職員に対する支給額に準ずる。

(職員に対する報酬)

第4条 本法人の職員に、報酬等を支給する。

- 2 職員の報酬等の額は、個別の契約による。
- 3 職員の報酬等の額が、本人の職務内容、経験、技術、勤務成績等に鑑みて課題である場合、当該職員報酬額の決定は、理事会の決議を経なければならない。

4 職員に対する報酬等の支給、費用の支給の方法については、別途就業規則において定め、職員に周知するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行うことができる。

附則

本規定は、令和3年3月30日から施行する。